

公 募 公 告

次のとおり公募します。

令和2年8月4日

契約担当官代理

松江地方法務局次長 野見山 弘 幸

1 公募に付する事項

(1) 件名

松江地方法務局仮庁舎における清涼飲料水自動販売機設置及び運営管理業務

(2) 募集者数

自動販売機設置業者1者（社）

2 物件概要

(1) 設置場所及び募集台数

島根県松江市東朝日町192番地3 松江地方法務局仮庁舎（本局）

松江地方法務局仮庁舎仮設通路所定の場所 1台

(2) 国有財産の有償貸付契約

業務を行う者は、松江地方法務局長と業務に必要な国有財産の有償貸付契約を締結しなければならない。

(3) 国有財産の有償貸付期間

令和2年10月1日から令和3年3月31日までとする。

なお、貸付料及び違約金額を除き、松江地方法務局が本件仮庁舎を使用する期間中に限り1年間ごとに更新することができる。

ただし、松江地方法務局が本件仮庁舎の使用を終了する場合、更新期間は、松江地方法務局長が指定した日までとする。

3 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）

第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

(2) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有する者であること。

(3) 経営の状況及び信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。

- (4) 国税及び地方税を完納していること。
- (5) 本件公募に係る募集要領の交付を受けている者であること。
- (6) 企画提案書を作成し、期間内に提出した者であること。
- (7) 仕様書に掲げる要件を満たした者であること。
- (8) 以下の要件に該当すること。

ア 法人等（個人，法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者，法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が，暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

イ 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が，暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が，暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

カ 暴力団又は暴力団員及び上記イからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

キ 国有財産使用者として不適当な行為をしない者

- (ア) 暴力的な行為要求を行わない者
- (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行わない者
- (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし，又は暴力を用いる行為を行わない者
- (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行わない者
- (オ) その他上記(ア)から(エ)までに準ずる行為を行わない者

4 募集要領の交付期間及び交付場所等

(1) 交付期間

令和2年8月4日（火）から令和2年8月18日（火）までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く毎日，午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 交付場所及び問合せ先

〒690-0001 島根県松江市東朝日町192番地3

松江地方法務局会計課（担当：施設係 眞字根）

電話 0852-32-4211

(3) 持参品

名刺

5 公募説明会

実施しない。

6 公募申込み

(1) 受付期間

令和2年8月4日（火）から令和2年8月25日（火）までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 上記4(2)記載の場所に必要書類を添えて提出すること。

7 選定方法

提出された提案書等を審査の上、事業者を決定する。

8 選定日

令和2年9月1日（火）

9 その他

(1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

(2) 提出された提案書は返却しない。

(3) 提案書の作成及び提出並びに本件に応募することに関わる一切の費用は、応募者の負担とする。

(4) その他、本公募に関する詳細は募集要領及び仕様書による。